



M I G A コラム

「世界診断」

2015年5月28日

B I S 規制と巨大銀行の経営戦略

2008年のリーマンショックと呼ばれた金融危機を境にして、2009年以降、先進各国および国際金融当局は金融危機再発防止に向けた改革案を様々な角度から検討してきた。

各国金融当局でつくる金融安定理事会（FSB）は2019年にも、巨大銀行に総損失吸収力（total loss-absorbing capacity = TLAC）と呼ばれる新しい資本規制を導入する。2013年から段階的に導入を開始したB I S 規制（バーゼルⅢ）に加え、破綻時に株式に転換する債券など損失を吸収できる追加資本を積ませる。

具体的な最低自己資本比率はB I S Ⅲ対応資本10・5%および巨大銀行向け上乗せ資本1～2・5%に加えて、損失吸収要件を満たす新資本8～12%を追加する。合計の比率は最高25%で、さらに各国は一段の上乗せも検討している。

さて、この金融危機防止策は適正に機能し、そして

金融危機の再発は喰いとめられるのであろうか。

残念ながら、これまでのB I S 規制の歴史を見ると、金融危機の再発は喰いとめられないと言わざるを得ない。

なぜならば、B I S 規制は、導入当初から、欧米巨大銀行の経営戦略によって常に翻弄され、もてあそばれてきたからである。

坂本恒夫

明治大学経営学部教授

国際総合研究副所長



明治大学大学院経営学研究科博士課程修了。経営学博士。ニュー・サウスウェールズ大学、レディング大学客員研究員等を経て、1991年より明治大学経営学部教授。専門は財務管理論。日本経営財務研究会会長、日本経営分析学会会長等を歴任。『経営分析の方法』『企業集団経営論』他、著書多数。

1988年、B I S規制が英米の共同提案として出された時、その理由は、金融危機の未然防止と国際競争の公平性という二つの大義であった。しかし前者の金融危機の未然防止は、2008年のリーマンショックによって、あえなく潰えた。残ったのは、国際競争の公平性である。これは当時、少量の自己資本で世界に資金を貸しまくる日本の都市銀行の成長戦略を、8%という自己資本比率で縛りをかけ、その拡大路線にストップをかけたいという、英米巨大銀行の思惑から提案されたものであった。そしてその目的の通り、日本の都市銀行の拡大路線はストップした。

しかし、1980年代後半から次第に勢力を増した機関投資家によってR O E経営が強く叫ばれるようになると、B I S規制は英米の巨大銀行にも桎梏として機能し始める。

銀行がB I S規制である自己資本比率（自己資本÷総資産）を維持ないし高めようとすると、自己資本額を維持ないし高めなくてはならない。しかしR O E（利益÷自己資本）の計算において、分母である自己資本が増加すれば、R O Eが低下してしまう。これでは支配的株主である機関投資家に受け入れられない。

そこで自己資本を増やさず総資産を減額させることによって、自己資本比率を維持させることになる。しかし営業拡大やユニバーサル化を進める巨大銀行にとって、総資産を圧縮することは容易なことではない。

しかし、幸いなことに、いや当初からそれを見越していたからかもしれないが、自己資本比率規制は、その計算において分母は総資産ではなく「リスク資産」である。このリスク量は、当初のB I S Iでは、バーゼル委員会が設定した資産に対するリスク比率（掛け目）をもとに算出していた（例えば、O E C D加盟の国債はリスクが少ないとして、掛け目は0%であった）。

しかし、2007年のB I S IIからリスク管理能力が高いとする一部の銀行は、自らの管理モデル利用を容認して、一部企業向けの掛け目を引き下げ、事実上、規制上のリスク量を圧縮した。一部巨大銀行の平均リスク掛け目は、1993年の70%から、2008年には40%に低下したと言われている。

こうしてリスク資産の桎梏から解放された一部巨大銀行は、自己資本比率の維持を気にせずに、R O E重視の経営姿勢で住宅関連や金融派生商品のビジネスに邁進していった。規制監督当局も、銀行が使っているモデルを正確に評価出来ず、ただ黙認するだけであった。

それでは、今回の金融安定理事会（F S B）による巨大銀行への総損失吸収力（TLAC）と呼ばれる新しい資本規制は、国際金融システムの安定化に機能するのであろうか。金融安定理事会は、バーゼル委員会を自らの下部に位置付け、最低自己資本比率は最高25%とし、安定化に万全のように見える。

しかしとりわけ英米の巨大銀行は、R O E経営および株主利益極大化の目的の下、経営戦略的にB I S規制を利用し、そして都合の良いように変更し、自らの利益のために「悪用」してきた。

今度の総損失吸収力（TLAC）が、またもROE経営および株主利益極大化という経営戦略の前に骨抜きにされないという保証はない。

金融安定理事会は、バーゼル委員会の位置付けや自己資本比率の数字を議論するだけでなく、巨大銀行そのものの在り方やROE経営および株主利益極大化の経営そのものなど経営戦略や経営行動の問題点を検討して、どうすれば本来の国際金融安定化が実現するのか、根本的かつ本質的な問題提起をしてもらいたいものである。